広島県告示第八百九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和四年十月二十七日

広島県知事　湯　﨑　英　彦

一　急傾斜地崩壊危険区域の名称

南幸町十三地区

二　急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線、標柱二号と三号を令和四年六月二十二日国土交通省告示第七百九号（以下「告示」という。）で指定した土地に沿って結んだ線、標柱三号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

ただし、標柱二号及び三号は告示で指定した土地に存する標柱十九号から十二号までを順次結んだ線上に存する。

郡市・区	町	大字	字	地番	標柱番号
安芸郡	海田町	大立町		一七七〇番二地先里道敷	標柱一号
		東海田	塚之谷	甲一七八一番	標柱二号
			下塚之谷	一一一四八番一	標柱三号及び四号
				一一一五〇番	標柱五号
		南幸町		五一九番一	標柱六号
				一七六五番三	標柱七号
				一七七九番二二	標柱八号
				一七七九番一	標柱九号
				一七七九番二三	標柱一〇号